

第75号議案

滋賀県教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の適用に関する規則の一部改正について

滋賀県教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の適用に関する規則（平成27年滋賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の適用に関する規則の一部を改正する規則

表職員の給与の支給等に関する規則（昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号）の項中「職員の給与の支給等に関する規則」を「職員等の給与の支給等に関する規則」に改め、同表職員の通勤手当に関する規則（昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号）の項中「職員の通勤手当に関する規則」を「職員等の通勤手当に関する規則」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「滋賀県教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の適用に関する規則」の一部
改正の概要について

1 改正の理由

- ・ 地方公務員法および地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員の制度が設けられたことならびに特別職の非常勤職員および臨時的任用職員の任用が厳格化されたこと等に伴い、必要な規定の整備を行うため、「滋賀県職員等の給与等に関する条例」と「滋賀県公立学校職員の給与に関する条例」が改正された。
- ・ これらの条例の名称変更に伴い人事委員会規則が名称変更された。
- ・ 人事委員会規則の名称を引用している当該規則中の表について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- ・ 表中の文言改正
「職員^等の給与の支給等に関する規則」 → 「職員等の給与の支給等に関する規則」
「職員^等の通勤手当に関する規則」 → 「職員等の通勤手当に関する規則」

3 施行日

- ・ 令和2年4月1日

滋賀県教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の適用に関する規則新旧対照表

旧		新	
<p>滋賀県教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和24年滋賀県条例第12号）第1項の規定により教育長に対して次の表の左欄に掲げる規則および人事委員会規則の規定を適用する場合には、同欄に掲げる規則および人事委員会規則の同表の右欄に掲げる規定中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。</p>		<p>滋賀県教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和24年滋賀県条例第12号）第1項の規定により教育長に対して次の表の左欄に掲げる規則および人事委員会規則の規定を適用する場合には、同欄に掲げる規則および人事委員会規則の同表の右欄に掲げる規定中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。</p>	
(省略)		(省略)	
<p>職員の給与の支給等に関する規則（昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号）</p>	<p>第2条第3項、第2条の2第1項および第2項ならびに第15条第1項第2号および第6号</p>	<p>職員等の給与の支給等に関する規則（昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号）</p>	<p>第2条第3項、第2条の2第1項および第2項ならびに第15条第1項第2号および第6号</p>
<p>職員の通勤手当に関する規則（昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号）</p>	<p>第3条（第1号を除く。）、第4条、第5条および第20条</p>	<p>職員等の通勤手当に関する規則（昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号）</p>	<p>第3条（第1号を除く。）、第4条、第5条および第20条</p>
(省略)		(省略)	
付則 省略		付則 省略	